島根県報

令和８年11月４日（水）

号外 第 110 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

道路の供用開始　　（道 路 維 持 課）　2

告　示

島根県告示第615号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和８年11月４日

島根県知事　丸　山　達　也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
			メートル			
県道	川本波多線	雲南市掛合町波多60番１地先から同59番４地先まで	33.83	令和８年11月４日	雲南県土整備事務所	